○内閣府告示第八十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第百九十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　愛媛県及び西予市

二　地域再生計画の名称　せいよ創生　地域資源と産業を守り、地域間をつなげるまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　西予市の区域の一部（宇和町、野村町及び城川町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第九十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第三百八十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　西条市

二　地域再生計画の名称　四国経済を牽引する「総合6次産業都市」推進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　西条市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生戦略交付金（四の六）

○内閣府告示第九十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第八十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福岡県及び糸島市

二　地域再生計画の名称　人と自然と文化をつなぐ糸島市まちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　糸島市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第九十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第二百五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　佐賀県及び唐津市

二　地域再生計画の名称　自然と調和した生活・産業・観光・交流拠点の有機的な連携によるまちづくり

三　地域再生計画の区域の範囲　唐津市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第九十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第四百十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長崎県

二　地域再生計画の名称　長崎県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　長崎県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第九十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第五十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　みなとまち今昔物語―漁業の力再生計画

二　地域再生計画の区域の範囲　平戸市の区域の一部（大島港、大根坂漁港及び薄香湾漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

三　地域再生計画の名称　浅茅湾マグロ養殖にかかる給餌・給氷基地整備の連携計画

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第九十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第二百七十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長崎県及び対馬市の区域の一部（調川港、竹敷港、生月漁港及び三浦湾漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

二　地域再生計画の名称　農村と都市、人と自然が共生するまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　阿蘇市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第九十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第百十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　熊本県及び阿蘇市

二　地域再生計画の名称　阿蘇市まちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　阿蘇市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第九十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第二百十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　熊本県及び熊本県上益城郡山都町

二　地域再生計画の名称　山の都づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　熊本県上益城郡山都町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）